

技術・家庭科（家庭分野） 新学習指導要領改訂の実施に向けて【改訂のポイント】

I はじめに

移行期間ではありますが，平成33年度の全面実施に全ての内容を指導するためには，平成31年度来年度の中学1年生から新学習指導要領で実施する必要があります。改めて新学習指導要領の改訂のポイントを整理しましたので，3学年間の指導計画の立案に御活用していただくようお願いいたします。

II 新学習指導要領の改訂のポイント

1 改訂の趣旨

家庭分野においては，普段の生活や社会に出て役立つ，将来生きていく上で重要であるなど，生徒の学習への関心や有用感が高いなどの成果が見られます。一方，家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下等も指摘される中，家族の一員として協力することへの関心が低いこと，家族や地域の人々と関わること，家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られます。また，家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて，グローバル化や少子高齢社会の進展，持続可能な社会の構築等，今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められます。

2 目指す資質・能力の明確化と生活の営みに係る見方・考え方

教科目標及び分野目標については，今回の改訂の基本方針を踏まえ，育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし，全体に関わる目標を柱書として示すとともに，(1)として「知識及び技能」を，(2)として「思考力，判断力，表現力等」を，(3)として「学びに向かう力，人間性等」の目標を示すこととなりました。ここでは，家庭分野の目標を掲載します。

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め，家族・家庭，衣食住，消費や環境などについて，生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を構想し，実践を評価・改善し，考察したことを論理的に表現するなど，これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族，家庭生活と地域との関わりを考え，家族や地域の人々と協働し，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

また，分野目標に家庭分野ならではの学びとなることを明記しています。それが，「生活の営みに係る見方・考え方」です。この「見方・考え方」は，どのような視点で物事を捉え，どのような考え方で思考していくのかという，その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方であり，教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすもので，学校教育における教科等の学習と社会をつなぐものです。生活の営みに係る見方・考え方を次に示します。

家族や家庭，衣食住，消費や環境などに係る生活事象を，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承・創造，持続可能な社会の構築等の視点で捉え，よりよい生活を営むために工夫すること。

3 内容の構成と学習過程との関係の明確化

(2)の目標は、次のような学習過程を通して、習得した「知識及び技能」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を育成することにより、課題を解決する力を養うことを明確にしています。3学年間を見通して、このような学習過程を工夫した題材を計画的に配列し、課題を解決する力を養うことが大切です。なお、この学習過程は、生徒の状況や題材構成等に応じて異なります。

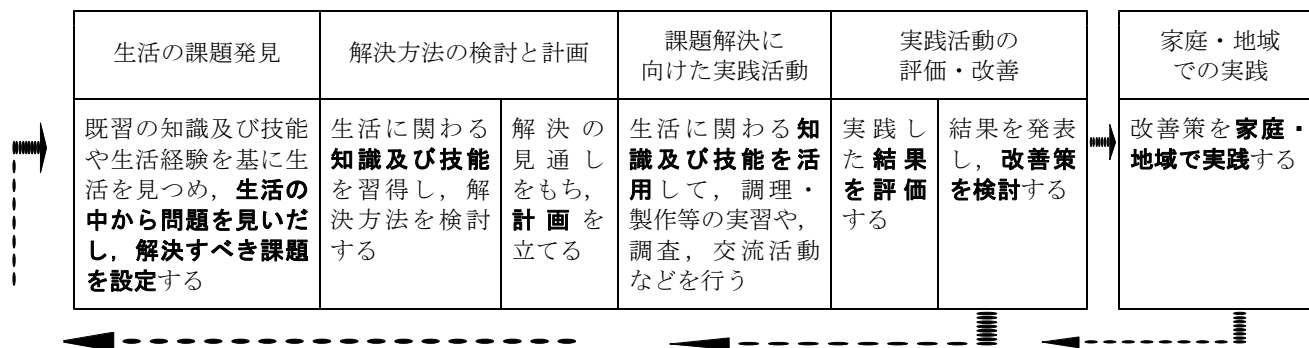


図3 家庭分野の学習過程

4 主体的・対話的で深い学びと学習過程との関係

題材など内容や時間のまとまりの中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにします。学習過程で、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められます。「生活の営みに係る見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

そこで、まず、深い学びを実現した生徒の姿を明確にしておくことで、授業における教師の手立てが見えてきます。そして、題材を通した課題を生徒と教師が共有化しておくことや、教師が生徒の思考の流れを「生活の営みに係る見方・考え方」から意識化することで、効果的な指導となります。

5 3学年間の指導計画の作成

以上のことを踏まえ、3学年間の指導計画を作成します。内容AからCの各項目に適切な授業時数を配当するとともに、3学年間を見通して履修学年や指導内容を適切に配列します。今回の改訂で内容がA、B、Cの3つになりましたが、学年ごとに内容を1つずつ履修するものではありません。各内容における配当時間については、項目の数つまり、Aは(1)～(4)、Bは(1)～(7)、C(1)～(3)により、各題材に適切な時間を配分します。3学年間の指導計画の様式は、総合教育センターのWebページからダウンロードできますので、御活用ください。作成の手順を次に示しますので、参考にしてください。

- ① 3学年間で目指す（育てたい）生徒の姿を明確にする。
- ② 目指す生徒の姿を実現するためのテーマを決める。
- ③ 題材のまとまりで育む資質・能力を明確にする。
- ④ 題材のまとまりを通して、「生活の営みに係る見方・考え方」（解説P62参照）のいずれの視点を重視するのかを定める。家族・家庭生活に関する内容においては、主に「協力・協働」、衣食住の生活に関する内容においては、主に「健康・快適・安全」や「生活文化の継承・創造」、さらに、消費生活・環境に関する内容においては、主に「持続可能な社会の構築」の視点から物事を捉え、考察することなどが考えられる。
- ⑤ A(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立て

させるために、第1学年の最初に履修させる。

- ⑥ 「生活の課題と実践」は他の内容との関連を図り、3学年間で三項目A(4)、B(7)、C(3)のうち、一以上を選択して履修させる。(7 「生活の課題と実践」を参考にする。)
- ⑦ 今回の改訂で充実する内容について確認する。(6 新しい内容を参考にする。)
- ⑧ 指導内容の関連を図って題材を構成する。
 - ・「B衣食住の生活」の(6)「住居の機能と安全な住まい方」については、「A家族・家庭生活」の(2)「幼児の生活と家族」及び(3)「家族・家庭や地域との関わり」との関連
 - ・「C消費生活・環境」の(1)「金銭の管理と購入」及び(2)「消費者の権利と責任」については、「A家族・家庭生活」又は「B衣食住の生活」との関連
- ⑨ 家庭分野の学習過程を工夫した題材を計画的に配列する。指導事項アは、「知識及び技能」の習得に係る事項、指導事項イは、アで習得した知識及び技能を活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成することに係る事項である。目標(2)に示す学習過程を踏まえ、課題を持って考え、工夫する活動を通して、指導事項ア及びイについて関連を図って取り扱うようにする。
- ⑩ 題材全体の学習課題を考え、つながりのある指導計画を工夫する。
- ⑪ 他教科等との関連を図る。

6 新しい内容

内容の取扱いから一部抜粋し、留意点をまとめています。調理・製作等の実習や観察などの実践的・体験的な活動を通して学習しますが、調理や製作では、育成する資質・能力を明確にして、題材を設定します。調理や製作が目的にならないようにします。

解説P15には、「新旧内容項目一覧」が掲載されています。今回の改訂で、必修ではなくなったもの、また、新しい内容として入ったものについて御確認ください。衣服の状態に応じた日常着の手入れで、まつり縫いによる裾上げやスナップ付けなどの補修を取り上げ、適切にできるようにしますが、「補修の技術を生かしてできる製作品を扱うこと」は必修ではありません。また、「幼児の遊び道具の製作などの活動」も必修ではありません。

解説では、「取り上げること」「扱うこと」「留意すること」「配慮すること」「触れること」「扱うこともできること」等、表現が異なっていますので言葉に含まれる意味を御留意ください。

- (1) 各内容については、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。
- (2) 内容の「A家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1)のアについては、家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや、家族・家庭や地域における様々な問題について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。
 - (2)については、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること。→徳島県における幼児触れ合うなどの活動(直接体験)を取り入れていない学校は6.1%です。現行学習指導要領から全校実施になっていますので、実施できるよう計画をお願いします(平成30年度教育課程実施状況調査より)。
 - (3)のアの(イ)については、高齢者の身体の特徴についても触れること。また、高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意すること。イについては、地域の活動や行事などを取り上げたり、他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。→介護については、家庭や地域で高齢者と関わり協働するために必要な学習内容として、立ち上がりや歩行などの介助の方法について扱い、理解できるようにします。高齢者施設や独居老人を訪問するものではありません。生徒がペアを組み、立ち上がりや歩行などの介助を体験し、介助する側とされる側の気持ちや必要な配慮について話

し合う活動などが考えられます。移行期間中は教科書がないため、高校の教科書を御活用ください。

(3) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。

- 日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。
- (3)のアの(ア)については、主として調理実習で用いる生鮮食品や加工食品の表示を扱うこと。(ウ)については、煮る、焼く、蒸す等を扱うこと。また、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること。→蒸すについては、ゆでる、いためる調理などと比較することにより、水蒸気で加熱する蒸し調理の特徴を理解できるようにします。野菜やいも類などを蒸したり、小麦粉を使った菓子を調理したりするなど、基礎的な調理（温度調節をしないもの）を扱うようにします。蒸し器の整備が必要となります。(エ)については、だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。→日常食べられている和食として、だしと地域又は季節の食材を用いた煮物又は汁物を取り上げ、適切に調理ができるようにします。小学校ではみそ汁の調理実習を通して、だしのとり方やだしの役割を学習しています。
- (4)のアの(イ)については、日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱うこと。
- (5)のAについては、衣服等の再利用の方法についても触れること。→徳島県における製作実習におけるミシンの使用については、1人で1台又は2人で1台のミシンを使っている学校は36.6%です。ミシンが少ない学校は整備をお願いします（平成30年度教育課程実施状況調査より）。
- (6)のAについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。アの(イ)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと。→家庭内の事故については、幼児、高齢者の学習ができていない場合は、疑似体験を通して事故が起きる状況を想定し、具体的な対策について理解を深めるようにします。

(4) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1)及び(2)については、内容の「A家族・家庭生活」又は「B衣食住の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。
- (1)については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの(ア)については、クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。→教科書がないため、新学習指導要領対応の徳島県「中学生向け消費者教育教材」、「社会への扉」（消費者庁）や消費者情報センターの資料を御活用ください。キャッシュ化の進行により「金銭の管理」や、成人年齢の引下げ、消費者被害の低年齢化により「売買契約」の内容が入っています。

7 「生活の課題と実践」参考例

内容の「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については、これら三項目のうち、一以上を選択し履修させます。その際、他の内容と関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるようにします。例えば、「A(4)家族・家庭生活についての課題と実践」ならば、Aの(1)から(3)の学習を基礎とし、「B衣食住の生活」や「C消費生活・環境」との関連を図ります。下の例である、「A(2)幼児の生活と家族」の学習を基礎とし、「B(3)日常食の調理と地域の食文化」との関連を図ります。生徒が課題を設定しますが、「幼児のための間食をつくろう」が想定されます。A(2)の学習とB(3)の学習が終わっていることが前提となります。時期と内容について検討が必要になります。問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、計画を立てて実践した結果を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなどの学習を通して、課題を解決する力と生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うことをねらいとしています。また、「生活の課題と実践」は、3～4時間程度は必要となります。（解説P79, 81, 105, 106, 107, 116, 117を参考にしてください。）

表 1 「生活の課題と実践」設定例と課題例の一部

		A (4) 家族・家庭生活 についての課題と実践	B (7) 衣食住の生活に についての課題と実践	C (3) 消費生活・環境に についての課題と実践
内容 項目	基礎	A (2) 「幼児の生活と家族」 ア, イ	B (3) 「日常食の調理と地域 の食文化」ア, イ	C (1) 「金銭の管理と購 入」ア, イ
	関連	B (3) 「日常食の調理と地 域の食文化」 課題：幼児のための間食を 作ろう	C (2) 「消費者の権利と責任」 課題：環境に配慮した調理に 挑戦しよう	A (3) 「家族・家庭や地 域との関わり」 課題：我が家の冷蔵庫を 買い換えよう
	関連	B (5) 「生活を豊かにする ための布を用いた製作」 課題：幼児のための遊び道 具を作ろう		
内容 項目	基礎	A (3) 「家族・家庭や地域 との関わり」ア, イ	B (5) 「生活を豊かにするた めの布を用いた製作」ア, イ	
	関連	C (1) 「金銭の管理と購入」 課題：地域の人々が楽しめ る祭りを企画しよう	A (2) 「幼児の生活と家族」 課題：幼児の生活に役立つも のを作ろう	
	基礎		B (6) 「住居の機能と安全な 住まい方」ア, イ	
	関連		A (2) 「幼児の生活と家族」 A (3) 「家族・家庭や地域と の関わり」 課題：家族が安全で快適に生 活できる住空間を整えよう	

Ⅲ おわりに

平成31年度入学生からの新学習指導要領の実施に向けて、改訂のポイントを示させていただきました。今後は学習環境の整備とともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業研究等に取り組んでいただき、実践を共有し、さらなる授業改善につなげていく必要があります。

紙面では十分に伝わらないこともありますので、さらに新学習指導要領の理解を深めるために、新学習指導要領解説動画を御活用ください。技術分野、家庭分野の教科調査官が解説されています。(教職員支援機構のウェブサイトからご覧いただけます。)

また、本年度の教育課程実施状況調査の結果では、技術・家庭科における授業担当者中の免許保有者割合は、技術分野46.6%、家庭分野39.7%となっています。免許外担当教員が半数を超える郡市においては、研究会や研修会に積極的に免許外の教員が参加できるよう働きかけていただき、全中学校が同じ歩調で来年度を迎えられますように、御協力をお願い申し上げます。